吹田市人権施策基本方針改訂版

(素案)

目 次

	はじめに	• • • • • • • • • •	1
1 - 1	人権をめぐる国等の状況		2
1-2	本市の取組		3
2	基本理念		5
3	基本方向		6
	(1) 人権教育・啓発の推進		6
	(2) 相談・支援の強化		6
	(3) 情報収集・提供の充実		6
4	取り組むべき主要な課題		8
	(1) 男女共同参画		8
	(2) 子供		1 0
	(3) 高齢者		1 2
	(4) 障がい者		1 4
	(5) 同和問題(部落差別)		1 5
	(6) 外国人(外国籍市民)		1 6
	(7) さまざまな人権課題		1 7
5	推進にあたって		1 9
	(1) 庁内推進体制		1 9
	(2) 関係団体との連携		1 9

はじめに

人権が普遍的な文化として人々に根付く社会を実現するためには、すべての人が、相互に人権の意義及びその尊重と共生の重要性について理解を深めなければなりません。個人としての尊厳が重んじられる社会、個性や能力が自己実現に生かされる機会として確保される社会を実現するためには、豊かな人権感覚を醸成していくことが必要です。

このためには、私たち一人ひとりが人権尊重の社会の実現に向けて、主体的に取り組まなければなりません。

昭和21年(1946年)に公布された日本国憲法、あるいは昭和23年(1948年)の国際連合総会において採択された世界人権宣言から既に70年以上が経過しました。これらが保障する基本的人権は、過去幾多の試練を経て、人類が多年にわたり自由獲得のために努力してきた成果であります。

しかし、基本的人権の侵害にかかわるさまざまな問題が存在し、いまだ解決しなければならない課題があります。私たちは、人権が尊重され、差別のない、共に生きることのできる社会の実現に向け、今後もたゆまず努力していかなければなりません。

本市では、平成18年(2006年)に吹田市人権施策基本方針を策定しました。策定後10年以上が経ち社会情勢も推移し、それに伴い人権をめぐる個々の状況にも変化がみられます。さらに、いくつかの新たな人権課題が顕在化しています。また人権課題に関する個別の法令が制定され、少しずつではありますが人々の意識にも変化が見られるようになりました。

これらの状況の変化に対応するため、吹田市人権施策基本方針を見直し、本方針に基づき、より一層、人権の視点に立って市政運営に努めるとともに、市民、事業者、関係諸団体等と市が連携・協働して、総合的に人権に関する課題に積極的に取り組めるような施策を進めていきます。

平成31年(2019年) 月

吹田市

1-1 人権をめぐる国等の状況

昭和23年(1948年)、国際連合において採択された「世界人権宣言」では 『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利に ついて平等である』とうたわれています。

世界人権宣言の精神を具体化するために、以降「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など数多くの人権関連条約が採択され、これらを通じて、人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

平成6年(1994年)の国際連合総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、この決議を受けて、国及び地方公共団体において人権保障の確立に向けた行動計画を策定するなど積極的な取組が進められてきました。

また、国際連合では平成16年(2004年)に「人権教育のための世界計画」 を採択し、平成17年(2005年)から人権教育を積極的に推進するために人権 教育の取組が進められています。

わが国では、「世界人権宣言」に先立つ昭和22年(1947年)に「日本国憲法」が施行されました。基本的人権の尊重はこの憲法の柱のひとつであり、侵すことのできない永久の権利であると規定されています。

この憲法の趣旨を踏まえ、さまざまな法律が整備されてきました。

平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画は平成23年(2011年)に改正され、北朝鮮当局による拉致問題等が人権課題に追加されました。

また、個別の人権課題の解決に向け、児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消推進法、部落差別解消推進法などが制定されてきました。

大阪府では、平成10年(1998年)に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、同条例に基づき平成13年(2001年)に「大阪府人権施策推進基

本方針」が策定されました。

この基本方針に基づき、平成17年(2005年)に人権施策を総合的に推進するため「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

平成27年(2015年)には、府民の差別意識の解消、人権課題の理解を深めていくために「差別のない社会づくりのためのガイドライン~すべての人の人権が尊重される社会をめざして~」を策定し、これらの計画に基づき人権意識の高揚に向けた施策が進められています。

1-2 本市の取組

本市においては、施策の将来像を実現するための「吹田市総合計画」において、重要な施策の一つとして人権を位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。平成11年(1999年)4月に、人権教育の重要性が国の内外において高まりを見せる中で「人権教育のための国連10年吹田市行動計画」を策定し、豊かな人権感覚に満ちあふれた社会の創造に向けて、全庁的に連携を図りながら取り組んできました。平成12年(2000年)4月には「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を施行し、差別のない社会の実現に向けて施策の推進に努めています。

また、平成18年(2006年)には「吹田市人権施策基本方針」を策定し、 人権施策の推進を図ってきました。(この間、国レベルでもさまざまな法 整備が行われてきました。この経緯については、個別の課題の箇所で説明 します。)

このような取組の中で、人権意識の高まりとともに人権問題についての理解は進みましたが、いまだ女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関わる差別などさまざまな人権課題が存在しています。

また、いじめや不登校、「ひきこもり」、子供への暴力、体罰や虐待、高齢者や障がい者等への虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為、ハラスメント、インターネットを通じた人権侵害や個人の尊厳を損なう行為など、さまざまな事象が、社会のあり方の急激な変化とともに、社会全体の問題として深刻化してきています。さらにはLGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)や性の多様性に関する新たな人権課題も現れています。

この他にも、地震や豪雨などの大規模災害を経験し、災害時に避難所等で顕在化する災害時要配慮者への対応などが重要視されています。

また、吹田市では平成29年(2017年)に「人権に関する吹田市市民意識調査」を実施しました。今後の施策に反映する基礎資料として、主な人権課題に対する市民の考え方、人権侵害に関する経験の有無や、人権侵害を受けた場合の対応などを調査しました。

この調査結果も参考にしながら、人権課題解決のために、すべての人の人権が大切にされる社会の創造をめざし「吹田市人権施策基本方針」を改訂するものです。

なお、この調査結果について、本答申の記述と特に関連のある箇所については、本答申の参考資料として添付してあります。

2 基本理念

本市では、最上位計画である「吹田市第4次総合計画(平成31年度-平成40年度)」にある『市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち』をめざすまちの姿として、また、「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」の前文にある『すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会の実現』を基本理念として人権施策を総合的に推進します。

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利です。

基本理念を実現するためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして、 お互いに人格や個性を認め、価値観などの違いをありのままに受け入れる 社会を形成し、行動することができるような社会の実現をめざさなければ なりません。

また、本市では昭和58年(1983年)に市民の総意のもと、「非核平和都市宣言」を行い、『平和のないところには人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。』との認識のもとに、人権尊重の社会の実現とともに非核平和の社会の実現を施策推進の基本として取り組んできました。

市の行政とは、このような社会を実現するために、総合的な人権行政施策を展開する役割を担っています。そして、すべての人が情報や市民活動の成果などを共有し、活用することができる環境を整備し、行政が市民、事業者や関係団体等と連携・協働して、地域全体の人権教育・啓発に取り組み、社会を豊かなものにしていくことが大切です。

3 基本方向

基本理念のもとで、施策の総合的な推進を図ります。

また、本市の市民自治の基本を定めた「吹田市自治基本条例」に基づき、市と市民それぞれの役割と責任を自覚しながら施策を進めます。

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 市民の自主性を尊重しながら学校、地域、家庭、職場等における自発的な学習意欲を育むために、生涯を通じて人権教育・啓発を推進します。
- ② 人権教育・啓発の推進にかかわる活動をより効果的かつ総合的に 進めるために、市は職員研修等を充実することにより人材育成を図 り、各部局相互の連携協力関係を強化します。

(2) 相談・支援の強化

- ① 各種相談窓口の情報を積極的に提供するとともに、相談者に配慮した利用しやすい相談窓口にします。
- ② 複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談者の意思を尊重 しながら情報共有を図るなど窓口相互の連携を強化するとともに、 職員の資質向上を図り、実効性のある相談・支援体制の充実に努めま す。
- ③ 相談者の意思を尊重した相談者本位の相談、自立のための支援を 図ります。
- ④ 人権侵害による被害者の救済については、法務局などの関係機関 との連携を進め、適切に人権救済できるような体制を図ります。

(3) 情報収集・提供の充実

① 情報を収集する機能を充実し、パブリックコメントなどの制度を利用して市民や事業者などの意見を可能なかぎり反映するとともに、ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)*などの情報ネットワークの活用、市報への掲載や啓発パンフレットの作成など、さまざまな媒体を通じて人権に関わる情報を提供します。

*インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。日本では、フェイスブックやツイッター、LINE(ライン)、インスタグラムなどの利用者が急増している。

② 人権教育・啓発は家庭、学校、地域、職場、NPOを始めとする市民の自主的な活動などあらゆる機会をとらえて取り組まれることが重要であるので、実施主体に対し教育や啓発の方法、講師、教材、活動事例等について情報を提供し、吹田市人権啓発推進協議会を始めとする吹田市内の人権に関する活動の支援を図っていきます。

4 取り組むべき主要な課題

人権にかかわる問題とは、職業に就くことができない、医療行為を受けることができない、住む家がない、暴力を振るわれるなど個々具体的な事柄を意味するのですが、自分自身を尊重することを含めた自分自身の問題として向き合うことが求められるため、他者の痛みや苦しみにかえって無関心や無自覚を引き起こし、無意識のうちに人権侵害の加害者になってしまう恐れがあります。また、日常生活を営む上で、知らず知らずのうちに差別意識や偏見をもつこともあります。このような個々人の問題は、他方で、社会全体の問題でもあり、そのような社会的問題の解決に向け、さまざまな課題に主体的に取り組むことが行政の重要な使命です。

本市の施策は、それぞれの所管部局において個別の法令・条例や審議会などの附属機関からの答申を踏まえ策定された個別の計画や基本方針などを基に実施されていることから、各部局の各施策において人権の視点が必要となります。

以下に取り組むべき行政分野別の主要な課題についての考え方を示しますが、これら以外の人権課題についても取組を進めていく必要があるため、 全部局、全職員が適切に対応することが必要です。

(1) 男女共同参画

21世紀を迎えた現在においても固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下などさまざまな不平等をもたらしています。パートナーからのDVや職場内のセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのさまざまなハラスメントの実態も明らかになっています。性別にかかわりなく、男女が共にその個性と能力をあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。そのためには、男女共同参画に向けての意識改革やさまざまな分野における環境づくりを進めるとともに、政策・方針決定の場に女性の参画を進めることが必要です。

わが国では、昭和60年(1985年)に「女子差別撤廃条約」が批准され、

昭和47年(1972年)「男女雇用機会均等法」、平成11年(1999年)「男女共同参画社会基本法」、平成13年(2001年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、平成28年(2016年)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されるなど、女性の地位向上のために法制度やそれらの法令に基づくさまざまな施策が実施されてきました。

また、平成30年(2018年)5月に「政治分野における男女共同参画推進法」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となるよう政党に求めており、女性の政策決定への参画が期待されます。

本市では、平成14年(2002年)に、男女共同参画社会の実現に向けて、 行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「吹田市男女共同参画 推進条例」を制定するとともに、条例の趣旨を具体的に実現するため「す いた男女共同参画プラン」を平成15年(2003年)に策定し、5年ごとに見 直しを行っています。

現在は、平成30年(2018年)3月に策定した「第4次すいた男女共同参画プラン」に基づいて、施策の推進に取り組んできたことにより、社会全体で女性の活躍の動きが拡大しつつあるものの、男女共同参画社会の実現に向けてはいまだ取り組むべき課題があるとしています。

また、同プランでは、**『すべての人が性別にかかわりなくいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまち』**を「めざすまちの姿」とし、計画的に事業を実施するために目標値を設定することや、重点的に取り組む必要がある施策や事業、市民の取組などを掲げています。

特に、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために平成23年(2011年)に基礎自治体としては全国的にも先進的な取組として、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション(DV相談室)」を設置し、DV被害者に対する相談・支援に積極的に取り組んできました。若年層へのデートDVの啓発のために、中・高・大学生への予防啓発講座も実施しています。

また、DVと児童虐待は密接に関連しており、DV防止対策と児童虐待防止対策に一体的に取り組む必要から、平成24年(2012年)にWリボ

ンプロジェクトを開始し、担当部局が啓発を進めています。

今後も、条例やプランに基づき男女が家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民及び事業者が一体となり計画的に施策を推進していきます。

なお、男女共同参画社会というあり方の追求は、いわゆるジェンダー・フリーの実現や性の多様性を認め、人間の尊厳を深め、平等を実現する社会に連なっていくものと考えられます。

(2) 子供

平成6年(1994年)に批准された「子どもの権利条約」の理念である、 子供を"保護の対象"としてではなく"権利の主体"として権利や自由 を尊重することが大切です。

児童福祉法は、その第1条で『全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。』と規定しています。

(児童虐待)

平成12年(2000年)に、『児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定める』ために「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成16年(2004年)の改正では、児童虐待が著しい人権侵害であることが明記されるとともに、児童虐待の定義に、面前DVにおける子供への心理的虐待、同居人による児童虐待と同様の行為が加えられました。

さらに平成19年(2007年)の改正では、児童の安全確認のための立入調査等の強化や、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の見直しがされました。平成28年(2016年)の改正では、児童のしつ

けに際して監護、教育に必要な範囲を超えて、懲戒してはならないことが明記されるとともに、都道府県、市町村の役割・責務を明確化する等の見直しがされました。

本市では、平成13年(2001年)10月に「吹田市児童虐待防止ネットワーク会議」を設置し、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携・支援体制の充実に努め、虐待防止に向けた意識啓発等に取り組んできました。また、男女共同参画のところでもふれたように、すいたストップDVステーションとともにWリボンプロジェクトを開始し、啓発を進めています。

(いじめ)

平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。 いじめは人の心身、人格を傷つけるだけでなく生命をも脅かす重大 な人権侵害です。いじめの防止には、学校教育が大きな役割を担ってい ます。これまでも学校、教育委員会を中心に対応、指導を行ってきまし たが、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめ防止等のための基本的 な方針」を踏まえ、本市でも平成28年(2016年)に市と教育委員会で「吹 田市いじめ防止基本方針」を策定しました。学校、教育委員会の取組を 明確にし、組織的な対応や家庭、地域と連携した取組の強化を図ります。 また、子供からの個別の相談体制の充実、学校と学校外の支援機関との 連携の強化などを進めます。

(子供の貧困)

平成26年(2014年)1月には、子供の貧困対策の総合的推進を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。それを受け、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市においても子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子供の貧困対策を推進する必要があります。本市では、平成28年(2016年)

に大阪府及び府内の自治体と共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その調査結果から、経済的要因だけでなく、親の養育力の充実及び地域などとのつながりの必要性等、複合的な要因で貧困にある子供と保護者の実情が明らかになりました。このような広範囲にわたる問題に対しては、関係部局が連携し取り組むことが重要であるため、平成30年(2018年)3月に本市の基本的な考えを示す「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を策定しました。同基本方針のもと、重点施策である学習支援を含めた教育の支援、ひとり親家庭を含めた世帯への生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を総合的に推進していきます。

この他にも子供や若者の居場所づくり、体罰をめぐる問題、子供の最善の利益を実現するために社会や大人が何をすればいいのか、すべての子供が大切にされる社会をどのように作っていくのかなど、たくさんの課題があります。また、個々の問題や課題については、それぞれが多様化、深刻化しています。

今後、こうした取組の一層の充実を図る中で、家庭、学校、地域社会、NPOなど社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整備します。

子供が一人の人間として尊重・保護され、生存、発達や自由が保障されるためにも、子供が安心、安全で健やかに育ち、子供が社会参加の機会に恵まれ、大人と子供が共に生きることができるまちづくりを進めます。

(3) 高齢者

高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味、スポーツ・文化・ボランティア・福祉活動など地域社会において連携を図り、生きがいづくりをしながら社会参加を促進することが大切です。

また、高齢者の権利や介護を巡って生じているさまざまな問題への

対策も急がなければなりません。老人福祉施設や病院など施設だけでなく、家庭においても、身体拘束などの虐待が指摘されているほか、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者を欺き、財産権を侵害する事例も見受けられます。

国においては、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行され、高齢者等への深刻な権利侵害の防止等を支援する仕組み作りが進められています。

本市においても65歳以上の人口は、平成29年(2017年)9月末には高齢化率が23.5%となり全国と比較するとゆるやかではありますが、"超高齢社会"を迎えています。地域によっては30%近くの地域もあります。

また、一人暮らしや認知症の高齢者、夫婦ともに高齢者で老老介護の負担を抱える世帯も増加しています。

これらの動向を踏まえ、平成30年(2018年)4月からの「第7期吹田市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で地域包括ケアシステムの構 築に向け、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めるととも に、身近な場所での相談・支援体制の充実を進めています。

また、特殊詐欺や悪徳商法に対抗するため、被害の事前予防のための各種セミナー、講座での啓発、警察と連携した街頭啓発活動、消費生活センターでの個別相談や成年後見人制度の利用支援が進められています。

今後、住み慣れた地域で自分らしく健やかに安心・安全に暮らせるまちを市の将来像として、すべての高齢者が豊かに生きる権利や個人としての尊厳が重んじられる対策を包括的、総合的に推進するために、人権を尊重する視点を持ちながら各施策を進め、これらの施策・制度の周知に努めます。

(4) 障がい者

障がい者が地域社会の中で暮らしていく上では、さまざまな障壁

(バリアー)があります。歩道の段差や階段、エレベーターの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見等の「心理的な障壁」などです。また、これらの障壁に加え、障がい者に対する理解不足から企業や施設内等での差別・虐待や暴行、社会福祉施設などの設置に際しての施設コンフリクトの問題、さらには財産侵害などの人権問題が生じています。これらの問題は障がいのない人々を中心とした社会の仕組みの中で、障がいがある人々の人権保障が取り残されてきたためです。

平成18年(2006年)12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が全会一致で採択され、わが国は「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など障がい者の権利に関する国内法を整備し、平成26年(2014年)1月に「障害者権利条約」を批准しました。

特に、「障害者基本法」の改正では障がいの定義について、個人にかかる"医療モデル"から社会的な事物、制度、慣行にかかる"社会モデル"への転換を図りました。また、平成24年(2012年)10月には自治体への通報を義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、さらに平成17年(2005年)10月成立の「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が平成25年(2013年)に施行されました。

障がい者は特別な存在でなく、障がいの有無にかかわらず、市民として住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまちを実現することが必要です。

学校現場での障がいがある子供たちへの教育については、特別支援教育として実施しているところですが、共生社会の実現に向けて、障がいのある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子供たちが違いを認め、互いを尊重し、高め合える「ともに学び、ともに育つ」学級づくり、学校・園づくりを進めます。

平成28年(2016年)4月からの「第4期吹田市障がい者計画」、 平成30年(2018年)4月からの「第5期吹田市障がい福祉計画」と「第1期吹田市障がい児福祉計画」で定めた、障がい福祉サービス、相談支援、地

域生活支援事業等により障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めています。

また、社会福祉施設内での虐待や不適切な対応を防止するため、指導監査の強化を行います。

精神障がい者については、精神障がいへの理解、啓発活動を含め、すべての精神障がい者が社会の一員として生活できるように施策の充実を図ります。

今後とも、障がいのある人と障がいのない人が、同じ権利を持つ一人の人間であることを認識し、障がい者が容易に自己実現を図ることのできる「共に生きる社会」を構築するため、障がい者の意見を聴きながら、さまざまな機会を通じて障がい者に対する差別や偏見の解消に努めます。

(5) 同和問題(部落差別)

昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会が、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であって、「日本国民の一部が現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と位置づけました。そして、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申され、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

その後、平成14年(2002年)3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまで生活環境の改善のための事業が実施され、法の失効後は、特別対策事業から一般対策事業へと移行しました。

これらのことにより、環境整備は進んだものの、一般対策事業への移 行後も同和問題(部落差別)に関する差別意識、忌避意識は残っており、 特にインターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が続き、そ のため平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法の中で部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であり、国、地方公共団体は部落差別の解消に関する施策を講ずるようにとされました。

本市でも、特別対策事業の中で同和問題(部落差別)の解決に向けた 取組を市の最重要課題として位置付け、生活環境等の基盤整備を進め るとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発にも努めてき ました。この結果、生活環境等の基盤整備が大幅に進み、対象地区の状 況は改善され、心理的な差別についても一定解消の方向に進んできま したが、本市が平成29年(2017年)に行った人権に関する市民意識調査 でも、差別意識、忌避意識が残っていることが見受けられることから、 今後も、差別意識忌避意識の解消に向けた取組が必要であり、一人ひと りが同和問題(部落差別)について一層理解を深めていくことが必要です。

同和問題(部落差別)のない社会の実現に向け、これまでの取組の中で積み上げてきた成果を踏まえて、差別に対する正しい人権教育・啓発を推進し、地域の施設を活用して、より多くの市民に呼び掛け、交流を進めていきます。また、相談事業を強化・充実することにより、人権侵害を受けた人、あるいはさまざまな課題を抱えた人々が、自立と自己実現を達成することができるよう努めます。

(6) 外国人(外国籍市民)

私たちは、異なる文化や生活習慣、価値観に対する相互理解を深め合い、共に生きる環境づくりを進め、互いの人権を尊重しあう多文化共生の意識を高めていかなければなりません。

本市では、昭和57年(1982年)から海外の都市と友好交流都市提携を締結し、国際親善、国際交流を柱に国際化施策を進めてきました。また、情報・通信技術の飛躍的な進歩等により国籍や民族、文化の異なる人々、国々との交流の機会が増えています。

また、本市には在日韓国・朝鮮籍などの永住者やアジア諸国をはじめ、 多くの外国人が生活しています。本市の特徴として、市内に5大学1研 究機関が立地しており、比較的短期の在留者である留学生も増加傾向 にあります。

外国人は、言葉や習慣、文化の違いを越えて暮らしており、このような中で、国を越え、助け合い、共に生きることの大切さを認識する必要があります。しかし、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において、差別的な待遇を受けるなどの人権問題が生じています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、他の人に差別意識を生じさせることになりかねないため、平成28年(2016年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

一方、本市では、平成29年(2017年)10月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定しました。この方針に沿って、市の担当部署と責任の所在を明確にしつつ、市民と外国人が共に暮らし、豊かな地域社会を形成する多文化共生を推進するための施策の充実を図っています。特に、国際理解のための教育やさまざまな交流事業、外国人のための日本語講座等の事業、通訳派遣、多言語対応のパンフレットの作成、就業機会の確保や良好な就業環境の保障のための支援、外国人の声を市政に反映する仕組みと地域への参画しやすい体制づくりなどを推進していきます。なお、外国籍ではないが、外国にルーツをもつ市民や子供たちが自らのアイデンティティを尊重できる社会の実現も課題といえます。

(7) さまざまな人権課題

以上の人権課題以外にもさまざまな人権課題が存在し、それに対する 取組が必要です。

HIV感染者、ハンセン病回復者についての正しい知識や理解と、差別や偏見の撤廃、犯罪被害者へのケアや誹謗・中傷やプライバシーの侵害など二次被害の防止、個人情報の保護、北朝鮮による拉致被害者の問題、LGBTなどの性的指向・性自認への理解、差別や偏見の撤廃、「ひ

きこもり」への理解と対応の促進、ホームレスの人たちに対する理解と嫌がらせや暴行の根絶、アイヌの人々への偏見や差別の解消と文化の尊重、刑を終えて出所した人の社会復帰の促進や差別、偏見の撤廃や防止などです。

最近では東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を起因とする非科学的な偏見や差別が起こりました。

また、インターネットなどの情報化の発展はめまぐるしいものがあり、 私たちの生活に多くの利便性をもたらせています。反面、大量の個人情報や間違った情報が、本人の知らないところで流布されるといった、プライバシーや利益の侵害事案が発生しています。

本市では市民の個人情報を保護する施策の一つとして、住民票の写し や戸籍謄本等の不正請求の防止のため、平成22年(2010年)3月から登 録型本人通知制度を導入しています。

これらのさまざまな人権課題や新たな人権課題に対して、対策や取組が求められますが、一地方自治体だけでは解決の困難なものもあることから、国や大阪府に働きかけ、動向を注視しながら、人権課題の解決に向けて対応していきます。

5 推進にあたって

(1) 庁内推進体制

基本理念の実現に向けて、総合的かつ効果的に施策を推進するため、市長を本部長とし各部局長を本部員とする「人権施策推進本部」と、各部局の次長級職員を幹事とする「人権施策推進本部幹事会」の機能を充実させながら、全部局が人権課題の実情を踏まえ、この基本方針の具体的なアクションプランとしての「吹田市人権施策推進計画」を策定し、各施策の企画・調整・点検を行うとともに、市民に対しても人権意識の高揚を図るための施策を効果的に推進します。また、職員に対する研修や啓発、情報共有を、より一層充実します。

以上のような庁内推進体制により、「吹田市人権施策審議会」の場に おいて年次的に、本市の人権施策の進捗状況の点検・確認を行います。

(2) 関係団体との連携

吹田市人権啓発推進協議会を始め、吹田地区人権擁護委員会、吹田市としべ地域人権協会、吹田企業人権協議会では、これまで人権意識の 啓発、高揚や人権課題解決に向けた活動が活発に行われてきました。

また、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会などの公共的団体、N POやボランティア団体あるいは大学、企業などでは、人権課題等の解 決のためのさまざまな取組を行っています。

人権施策を効果的に推進していくため本市はこれらの関係団体と、より一層連携を深め、ネットワークを構築しながら人権施策を推進します。